

北海道科学大学公的研究費の管理・監査に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）における文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）の交付を受けた場合の運営・管理並びに不正行為の防止及び不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するための措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 前条に掲げる以外の公的研究費等の交付を受けた場合においても、この規程を準用する。

(最高管理責任者)

第3条 本学は、第1条に掲げる目的を達成するため、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもってこれにあてる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

3 最高管理責任者は、第4条に規定する統括管理責任者及び第5条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切に指導力を発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長をもってこれにあてる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 統括管理責任者の指示の下、公的研究費の運営・管理について各学部及び全学共通教育部（以下「各学部等」という。）を統括する実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、研究推進・地域連携センター長をもってこれにあてる。

2 コンプライアンス推進責任者は、各学部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わるすべての教職員（以下「構成員」という。）に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

4 コンプライアンス推進責任者は、各学部等において、構成員が適切に公的研究の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

5 コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、責任を統括する役割を担ったうえで、必要に応じ、各学部等又は事務局に複数のコンプライアンス副責任者を任命することができる。

(責 務)

第6条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、学校法人北海道科学大学就業規則第6章第2節（制裁）の規定により、その責任を負うことに留意する。

第2章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルールの明確化)

第7条 公的研究費にかかる事務処理手続について明確かつ統一的な運用を図るため、公的研究費事務処理手続の基本ルール（以下「ルール」という。）を別に定める。

- 2 ルールは、構成員に分かりやすく体系化され、例外的な処理は極力これを認めないこととし、特別な事由により例外を認めるときはその事由と処理経過を構成員に明示するものとする。
- 3 ルールは、常にその運用と実態が乖離せぬよう必要に応じて改正を図られなければならない。

(職務権限)

第8条 構成員の権限と責任について次のとおり定める。

- (1) 公的研究費の執行にかかる事務処理は研究推進課が行う。
 - (2) 公的研究費により研究にあたる教員（以下「研究者」という。）は、公的研究費使用計画に責任をもち、使用するときはルールにしたがって必要な書類を研究推進課に提出するとともに、当該研究活動に必要な事由を明示しなければならない。
 - (3) 研究推進課は、研究者から提出された書類又は指示により、ルールにしたがって必要先への発注、納品物等の検収、研究者への納品物等の引渡し、必要先への支払、旅行にかかる旅費の計算、研究者への旅費支給、旅行実施の確認、非常勤雇用者（以下「勤務者」という。）の勤務状況の確認、勤務者への報酬支払等を行う。
 - (4) コンプライアンス推進責任者は、研究推進課を通じて研究者から提示された公的研究費使用の可否について判断するとともに、ルールに沿った運用がなされているかを監視する。
 - (5) 統括管理責任者は、ルールが運用の実態と乖離していないか、研究分野の特性の違いや合理的な事由を無視していないかなど、コンプライアンス推進責任者に指示して見直しや明確かつ統一的な運用を図る。
- 2 研究者は、研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、公的研究費は公的資金であり、機関による管理を行うという原則と精神を認識する。
 - 3 研究推進課は、専門的な能力による公的研究費の適正な執行と、効率的な研究遂行を支援する立場にあることを認識する。

(コンプライアンス教育)

第9条 コンプライアンス推進責任者は、構成員に対して、本学の不正対策に関する方針及びルール等についての説明（以下、「コンプライアンス教育」という。）を行う。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握するとともに、構成員に対して誓約書等の提出を求める。

(行動規範)

第10条 構成員の行動規範を次のとおり策定する。

- (1) 最高管理責任者は、不正を根絶するには、研究者及び組織の自己決定によるルールと体制作りが前提であり、それに従うことが研究者倫理であるという意識を構成員に浸透させる。

- (2) 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、不正の背景には個人のモラルの低下だけではなく、組織としての取組みの不十分という問題が常にありうることを認識する。
- (3) 研究者は、公的研究費が公的資金であり、不正の問題が大学全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを十分に認識する。
- (4) 研究推進課は、研究活動の特性の把握に努め、研究者に適切な説明を行うとともに、ルールに照らして柔軟かつ迅速な事務処理を行う。

(告発窓口)

第11条 本学は、公的研究費にかかる学内外からの告発等（以下「告発等」という。）を受け付ける窓口（以下「告発窓口」という。）を設置し、副学長をもってこれにあたる。

- 2 副学長は、告発等の取扱いに関し、告発者の保護を徹底するとともに、保護の内容を告発者に周知する。
- 3 副学長は、告発等に伴う被告発者が存在する場合は、当該被告発者を誹謗中傷等から保護するための方策を講じる。
- 4 副学長は、不正にかかる情報を最高管理責任者に迅速かつ確実に報告する。
- 5 最高管理責任者は、同条第4項により報告を受けた場合、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、文部科学省等の配分機関に報告する。
- 6 告発窓口にかかる事務処理は研究推進課が行う。

(不正調査)

第12条 前条第5項により調査が必要と判断された場合、最高管理責任者は、調査委員会を設置し、調査を実施する。

- 2 調査委員会は、公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者を含むものとする。
- 3 第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 最高管理責任者は、被告発者に対し、必要に応じて調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
- 5 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- 6 最高管理責任者は、次の各号に記載のとおり配分機関への報告及び調査への協力をするものとする。
 - (1) 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等については配分機関に報告、協議しなければならない。
 - (2) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。
 - (3) 期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
 - (4) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
 - (5) 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

(6) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(懲戒)

第13条 前条による調査の結果、不正使用があったと認められたものについては、就業規則第6章第2節(制裁)の規定を準用し懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。

第3章 不正防止計画の策定及び実施

(不正防止計画)

第14条 最高管理責任者は、率先して不正防止に対応することとし、自ら不正防止計画の進捗管理にあたる。

(不正防止計画推進部署)

第15条 最高管理責任者は、大学全体の状況を体系的に整理・評価し、不正防止計画を策定し、管理する部署として不正防止計画推進部署を置き、研究推進・地域連携センターをもってこれにあてる。

第4章 公的研究費の適正な運営・管理活動

(執行状況確認)

第16条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、各学部等の公的研究費の執行状況を適宜確認し、当初計画との比較で著しく執行が遅れている場合はその理由を確認するとともに、必要に応じて研究者に改善を求める。

(癒着防止対策)

第17条 コンプライアンス推進責任者は、不正な取引は研究者と業者との関係が緊密な状況で発生しがちであることを踏まえ、癒着を防止する対策を講じる。

(不正取引業者)

第18条 不正な取引に関与した業者については、全学で以降の取引を停止し、その経緯を学校法人北海道科学大学(以下「法人」という。)全体に通知する。

(検収業務)

第19条 研究推進課は、原則すべての納品物及び特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)について検収を行う。

(勤務状況確認)

第20条 勤務者の採用及び契約更新にあたり、必要に応じて研究推進課においても勤務者と面談し、契約を更新する場合は、当該勤務者の勤務実績等を確認する。

2 研究推進課は、勤務者採用後においても必要に応じて面談を行うなど、勤務の状況確認を行う。

(出張の確認)

第21条 研究推進課は、研究者の出張計画に基づき、後日、その実行状況等を確認する。

第5章 情報の伝達を確保する体制の確立

(相談窓口)

第22条 本学は、公的研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける

窓口を設置し、研究推進・地域連携センターをもってこれにあたる。

(情報公開)

第23条 公的研究費の不正防止への本学の取組みについて学外へ公表するため、この規程及び別に定めるルール、不正防止基本計画を本学ホームページに掲載するものとする。

第6章 モニタリング

(執行状況報告)

第24条 研究推進課長は、毎年9月末、3月末の公的研究費執行状況をコンプライアンス推進責任者、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。

(公的研究費内部監査委員会)

第25条 最高管理責任者の直轄組織として、北海道科学大学公的研究費内部監査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は次に掲げる者をもって構成する。ただし、最高管理責任者が必要と認めた場合は、臨時の委員を加えることができる。

(1) 委員長 副学長

(2) 委員

ア 最高管理責任者が指名する本学教員 若干名(過去に公的研究費の交付を受けたが、当該年度は受けていない者)

イ 本法人内事務職員 若干名

3 委員会は、全学的に管理及び監査体制が有効に機能しているか否かを確認するとともに、ルールにも改善すべきことがないか検証する。

4 委員会は、第15条に規定した不正防止計画推進部署との連携を強化し、不正が生じたときにはその発生要因に応じた内部監査を実施する。

5 委員会は、法人監事及び公認会計士と情報や意見の交換を行い、効率的、効果的かつ多角的な監査を実施できるよう連携を強化する。

6 その他委員会に必要な事項は、別に定める。

第7章 雑 則

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

付 則

1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成21年11月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成27年1月1日から施行する。

- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。